

実験用イヌ・ネコ・サルの導入時等における留意事項

実験用イヌ・ネコ・サルの導入時等における留意事項

国立大学動物実験施設協議会

平成14年5月10日

はじめに

動物実験に使用されるイヌ・ネコ・サルは、医学、心理学、神経科学等における生命科学領域の研究・教育で果たす役割が甚だ大きく、実験（用）動物として重要な位置を占めている。これらの動物を用いる研究も動物実験用に生産・育成されたものを用いることが望ましいが、生産・供給体制が十分に整備されていない現状では、譲渡動物等に頼らざるを得ない状況も現存している。これらの動物はヒト近縁種、コンパニオンアニマル等の側面を持ち合わせていることから、研究・教育用の動物実験に用いる際には、動物福祉、倫理並びに社会通念等の面に特に配慮することが求められている。

各動物実験施設（以下、「施設」）は、本留意事項および参考資料の趣旨を理解し、施設の実情に即した導入時等における規則や作業手順等を定めるとともに、これらの動物を使用する実験者（以下「実験実施者」）への適切な指導に努めていただきたい。

1．導入の前提

- 1) 研究への動物使用は、ヒトの健康や福祉の増進および自然科学の発展等に貢献できる可能性が高いと期待される場合に行うべきであり、実験に際しては、研究目的に合致した動物種を選択し、微生物コントロール等に配慮する。
- 2) 動物の導入は、各機関の動物実験委員会等において実験計画の承認を得た上で、法規等によって定められた諸手続きの確実な実行と、適切な検疫・検収・飼育管理体制の基で行う。
- 3) 導入する動物は、科学的に信頼のおける結果を得るための必要最小限度の数とする。

2．安全管理

- 1) イヌ・ネコ・サルは、各動物種固有の疾病や人獣共通感染症に罹患ないしは病原体を保有している可能性がある。施設は、導入する動物、施設内の動物、施設職員、実験実施者等の安全と健康を確保するために、導入および飼育動物の健康状態の把握、疾病動物への適切な措置を必要に応じて取れるよう、検収・検疫および飼育動物の健康管理に努める。

- 2) 動物取扱い時における人獣共通感染症の罹患および咬傷事故等に対する予防策と事故発生時の対応策を事前に定めておく。

3．導入に際しての具体的な留意事項

1) 関連法規等の遵守

関連する法律、通達、指針、条例等（参考資料）の存在とその主旨を熟知し、動物を導入、飼養する。

2) イヌ・ネコ・サルに共通する留意事項

動物実験用に生産・育成された個体の入手に努める。

自治体から実験用に動物の譲渡を受ける場合は、事前に自治体との間で十分な打合わせを行い、適切な手続きと方法で導入を図る。なお、自治体由来の動物を他施設に再譲又は共同研究目的で移送する場合は、事前に当該自治体の了解を得る。

動物の由来を証明する書類（繁殖証明書、輸入許可証、捕獲許可証および飼養許可証、譲渡証明書など）又はそのコピーを取得し保管する。個人から実験用に動物の譲渡を受けない。

3) 特にイヌで留意する事項

「狂犬病予防法」に基づき登録を行う。

免除されている場合を除き、「狂犬病予防法」と「同法施行規則」に基づき年一回狂犬病予防接種を行う。

4) 特にネコで留意する事項

信頼できる動物供給業者の選定に配慮する。

5) 特にサルで留意する事項

ニホンザルの導入及びその後の飼養に際しては、「鳥獣保護及び狩猟に関する法律」、「同法施行規則」並びに「大学等における実験動物の導入について（通知）」を遵守する。

施設が所在する自治体の条例等でサル類の飼養に際して届出（たとえば「危険動物」として）が必要な場合は遅滞なく手続きを行う。

国外からのサルの輸入に際しては、ワシントン条約を遵守する手続きを経たうえで輸入された個体であることを確認する。

4．啓発、その他

- 1) 実験実施者は、実験成果を公表するとともに、これらの動物を用いた研究の重要性と必要性を社会に向けて積極的にアピールし、社会に理解さ

れるよう努力する。

- 2) 施設は、動物実験に使用されるイヌ・ネコ・サルの置かれている社会的状況(入手の困難性、使用に際しての社会的、倫理的な様々の問題など)、代替法、並びに実験目的に対応した微生物管理と遺伝管理の重要性等について、実験実施者に対する情報提供と教育・指導に努める。

5 . 付記

本留意事項および参考資料は、動物福祉、倫理、これらの動物を取り巻く社会状況、並びに関連法規等の面から必要に応じて見直しを図っていくものとする。

参考資料

イヌ・ネコ・サルの導入時などに関する法規・通達・指針等の一覧表

法 規・通 達・指 針 等	動 物 種		
	サ ル	イ ヌ	ネ コ
法規・条例等			
動物の愛護及び管理に関する法律			
実験動物の飼養及び保管等に関する基準			
狂犬病予防法（第4条、第5条）			
狂犬病予防法施行規則（第11条）			
鳥獣保護及び狩猟に関する法律（第12、13条 他）			
鳥獣の保護及び狩猟に関する法律施行規則（第30条 他）			
各自治体における動物の保護および管理に係した条例・施行規則等			
通達			
大学等における動物実験について：文部省			
大学等における実験動物の取扱いに関する安全管理の徹底について（通達）：文部省			

大学等における実験動物の導入について（通知）：文部科学省			
指針			
各機関および学会の動物実験に関する指針			
サル類を用いる実験遂行のための基本原則：日本霊長類学会			
動物の処分方法に関する指針：総理府			
実験動物の安楽死に関する指針：日本実験動物学会			
その他（国立大学動物実験施設協議会）			
Bウイルス関係参考資料			
サルを使用した動物実験における人獣共通感染症（特にBウイルス）の防止に関する留意事項			
Bウイルス抗体調査結果に対する本小委員会の「見解」			
有害鳥獣駆除捕獲ニホンザルの適正な導入等に関するフローチャート			

イヌ・ネコ・サルに関する法律・施行規則等の抜粋
（略）